

監 査 報 告 書

2025 年 5 月 21 日

学校法人 千葉学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 千葉学園

監事 藤 田 重 起

監事 天 野 克 彦

私たちは、学校法人千葉学園の監事として、旧私立学校法（2023 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人千葉学園旧寄附行為（2024 年 4 月 1 日施行）第 17 条の規定に基づいて、2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の学校法人千葉学園の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査にあたっては、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに理事及び職員から業務の状況を聴取するほか理事会及び評議員会議事録、会計帳簿その他の重要な書類を閲覧し、主要な部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人と連携し、計算書類について慎重に検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人千葉学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 財産の状況については、年度末の財産目録に適正に表示されているものと認めます。
- (3) 財務計算書類（収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含む）の内容は、いずれも適正であると認めます。

以上